

会員通知 第105号

平成23年 9月27日

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長 小池善明

「有価証券上場規程別表取扱い要領」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程別表取扱い要領」の一部改正を行い、平成23年10月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）の一部改正に伴い、自社株対価公開買付けの利用が促進されることが想定されることから、自社株対価公開買付けに伴う新株の発行に関する上場手数料の取扱いについて明確化するものです。

以上

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>第1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a～f (略)</p> <p><u>fの2 上場会社が株式を対価とする公開買付けに際して発行する新株式の上場手数料は、当該公開買付けの決済の開始日における最終価格（当該決済の開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該決済の開始日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格）を1株当たりの発行価格とみなして計算する。</u></p> <p><u>なお、本所と国内の他の金融商品取引所に上場している場合は、当該他の金融商品取引所の最終価格を用いることができる。</u></p> <p>g～k (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年10月1日から施行する。</p> | <p>第1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a～f (略)</p> <p>(新設)</p> <p>g～k (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> |